

議案第23号

目黒区特別区税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区特別区税条例等の一部を改正する条例

(目黒区特別区税条例の一部改正)

第1条 目黒区特別区税条例(昭和39年12月目黒区条例第62号)の一部を次のように改正する。

第20条の2第1項中「においては、法第314条の7第1項」を「には、同項」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

付則第3条の5の2第1項中「平成43年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に、「附則第5条の4の2第6項(同条第9項)」を「附則第5条の4の2第5項(同条第7項)」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

付則第3条の6中「第314条の7第2項第2号若しくは第3号」を「第314条の7第11項第2号若しくは第3号」に改める。

付則第4条の2第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(次項及び第3項において「都道府県知事等」という。)」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

付則第4条の3中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

付則第5条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車が初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第40条第1項第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

付則第5条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第40条第1項第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円

	3, 800円	1, 900円
	5, 000円	2, 500円

付則第5条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第40条第1項第2号ア	3, 900円	3, 000円
	6, 900円	5, 200円
	10, 800円	8, 100円
	3, 800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

付則第5条第7項を同条第4項とし、同条第8項中「付則第5条第1項から第7項まで」を「付則第5条第1項から第4項まで」に改め、同項を同条第5項とする。

付則第6条第1項中「前条第2項から第7項まで」を「前条第2項から第4項まで」に改める。

第2条 目黒区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第24条第7項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で区内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第25条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第25条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第25条の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第26条第1項中「によつて」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「においては」を「には」に改める。

付則第4条の4に次の3項を加える。

2 東京都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車（法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 東京都知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付

則第4条の6の規定により読み替えられた第38条の7第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

付則第4条の4を付則第4条の4の2とし、付則第4条の3の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第4条の4 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（付則第4条の8第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第38条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

2 当分の間、第38条の3の規定にかかわらず、東京都が地方税法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして区長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

付則第4条の5中「対しては」の次に「、東京都における自動車税の環境性能割の減免の例により」を加える。

付則第4条の8に次の1項を加える。

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第38条の5（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

付則第5条第2項から第4項までを次のように改める。

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車同年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第40条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車同年4月1

日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第40条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が同年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

付則第6条（見出しを含む。）中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第3条 目黒区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に

改める。

付則第5条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第5項中「付則第5条第1項から第4項まで」を「付則第5条第1項から第5項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第6条第1項中「前条第2項から第4項まで」を「前条第2項から第5項まで」に改める。

(目黒区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 目黒区特別区税条例等の一部を改正する条例(平成29年6月目黒区条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち目黒区特別区税条例付則第5条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた」を削り、「令和元年度分」を「当該軽自動車最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び付則第6条の規定 令和元年10月1日

(2) 第2条中第24条第7項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に1項を加える改正規定並びに第25条の2、第25条の3及び第26条第1項の改正規定並びに付則第3条の規定 令和2年1月1日

(3) 第3条中第11条の改正規定及び付則第4条の規定 令和3年1月1日

(4) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び付則第7条の規定 令和3年4月1日

(特別区民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の目黒区特別区税条例（以下「新条例」という。）の規定中特別区民税（以下「区民税」という。）に関する部分は、令和元年度以後の年度分の区民税について適用し、平成30年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 新条例第20条の2並びに付則第3条の6及び第4条の3の規定は、令和2年度以後の年度分の区民税について適用し、令和元年度分までの区民税については、なお従前の例による。

3 新条例第20条の2第1項及び付則第4条の3の規定の適用については、令和2年度分の区民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第20条の2第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
-----------	-----------	--

付則第4条の3	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限り。）
	送付	送付又は目黒区特別区税条例の一部を改正する条例（令和元年6月目黒区条例第 号）付則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の目黒区特別区税条例付則第4条の2第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例付則第4条の2第1項から第3項までの規定は、区民税の所得割の納税義務者が令和元年6月1日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、区民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第3条 付則第1条第2号に掲げる規定による改正後の目黒区特別区税条例（次項及び第3項において「令和2年新条例」という。）第24条第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の区民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出し

た場合及び同日以後に令和元年度分までの区民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 令和2年新条例第25条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき目黒区特別区税条例第24条第1項に規定する給与について提出する令和2年新条例第25条の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 令和2年新条例第25条の3第1項の規定は、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する令和2年新条例第25条の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 付則第1条第3号に掲げる規定による改正後の目黒区特別区税条例第11条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の区民税について適用し、令和2年度分までの区民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和元年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第6条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第1号に掲げる規定による改正後の目黒区特別区税条例（次項において「令和元年新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 令和元年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第7条 付則第1条第4号に掲げる規定による改正後の目黒区特別区税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(説明) 住宅借入金等に係る税額控除の適用期限の延長等を行い、寄附金税額控除の適用対象及び環境への負荷に応じた軽自動車税の課税措置等を見直すとともに、区民税の非課税の範囲を拡大し、併せて規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

1 目黒区特別区税条例の一部改正（第1条関係）新旧対照表

（ _____ は、改正点）

第1条による改正案	現行条例
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第20条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は社会福祉法人目黒区社会福祉協議会に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）を支出した場合には、<u>同項</u>に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に<u>同条第2項</u>に規定する<u>特例控除対象寄附金</u>を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第11項</u>（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>付 則</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第20条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は社会福祉法人目黒区社会福祉協議会に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）を支出した場合には、<u>法第314条の7第1項</u>に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に<u>同項第1号</u>に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第2項</u>（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>付 則</p>

第3条の5の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第19条及び第20条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

第3条の5の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第19条及び第20条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第24条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認める場合を含む。）

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定

によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第21条及び第21条の2第1項の規定の適用については、第21条中「前3条」とあるのは「前3条及び付則第3条の5の2第1項」と、同項中「前条まで」とあるのは「前条まで及び付則第3条の5の2第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第3条の6 第20条の2の規定の適用を受ける区民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第19条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第7条第1項、付則第9条第1項、付則第10条第1項、付則第12条第1項、付則第13条第1項、付則第13条の2第1項又は付則第14条第1項の規定の適用を受けるときは、第20条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される

2 前項の規定の適用がある場合における第21条及び第21条の2第1項の規定の適用については、第21条中「前3条」とあるのは「前3条及び付則第3条の5の2第1項」と、同項中「前条まで」とあるのは「前条まで及び付則第3条の5の2第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第3条の6 第20条の2の規定の適用を受ける区民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第1項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第19条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第7条第1項、付則第9条第1項、付則第10条第1項、付則第12条第1項、付則第13条第1項、付則第13条の2第1項又は付則第14条第1項の規定の適用を受けるときは、第20条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用され

る場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第4条の2 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第20条の2の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第24条第4項の規定による申告書の提出(第25条第1項の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金(以下この項及び次条において「特例控除対象寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(次項及び第3項において「都道府県知事等」という。)に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号

場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第4条の2 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第20条の2の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第24条第4項の規定による申告書の提出(第25条第1項の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号

<p>に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った<u>地方団体の長</u>に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定めるところを届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた<u>地方団体の長</u>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、区長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>4 （省略）</p> <p>第4条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>地方団体に</u>対する<u>寄附金</u>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）<u>に</u>は、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第20条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>（軽自動車税の税率の特例）</p> <p>第5条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）<u>第6.0条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項か</u></p>	<p>に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った<u>都道府県知事等</u>に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定めるところを届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた<u>都道府県知事等</u>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、区長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>4 （現行に同じ。）</p> <p>第4条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>特例控除対象寄附金</u>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）<u>に</u>は、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第20条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>（軽自動車税の税率の特例）</p> <p>第5条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）<u>第6.0条第1項に</u>規定する3輪以上の軽自動車に対する<u>当該軽自動車</u>が初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）<u>第6.0条</u></p>
--	--

ら第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する令和元年度分の軽自動車税に係る第40条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表の部分現行に同じ。)

第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第40条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表の部分省略)

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第40条第1項第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(

ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項、第6項及び第7項において同じ。) に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第40条第1項第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。) に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第40条第1項第2号ア	3,900円	3,000円
-------------	--------	--------

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に
 対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成29
 年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受け
 た場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が同年4月
 1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合
 には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表
 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第40条第1項第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（
 ガソリンを内燃機関の燃料として用いているものに限る。以下この項及び次項

6,900円	5,200円
10,800円	8,100円
3,800円	2,900円
5,000円	3,800円

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に
 対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成29
 年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受け
 た場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が同年4月
 1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合
 には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定
 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に
 対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成29

において同じ。) に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車^アが平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車^イが平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第40条第1項第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車^アが平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車^イが同年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車

年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車^アが同年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車^アが平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車^イが同年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車

税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第40条第1項第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 前各項の規定の適用がある場合における第40条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項（付則第5条第1項から第4項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第6条 区長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 (現行に同じ。)

車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 前各項の規定の適用がある場合における第40条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項（付則第5条第1項から第7項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第6条 区長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 (省略)

2 目黒区特別区税条例の一部改正（第2条関係）新旧対照表

（ _____ は、改正点）

第2条による改正案	第1条による改正後の条例案
<p>(区民税の申告)</p> <p>第24条 (省略)</p> <p>2～5 (省略)</p> <p>6 <u>第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で区内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</u></p> <p><u>7</u> (省略)</p> <p><u>8</u> (省略)</p> <p>(区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第25条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項に規定する給与等の支払者</u>（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定</p>	<p>(区民税の申告)</p> <p>第24条 (省略)</p> <p>2～5 (省略)</p> <p><u>6</u> (省略)</p> <p><u>7</u> (省略)</p> <p>(区民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第25条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項の給与等の支払者</u>（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるとこ</p>

めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、区長に提出しなければならない。

(1)・(2) (省略)

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) (省略)

2～5 (省略)

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第25条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、区長に提出しなけ

ろにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、区長に提出しなければならない。

(1)・(2) (省略)

(3) (省略)

2～5 (省略)

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第25条の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、区長に提出しなければならない。

ればならない。

(1)・(2) (省略)

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) (省略)

2 前項又は法第317条の3第1項の規定による申告書による公的年金等支払者を経由して提出する場において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出したこれらの規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載したこれらの規定による申告書を提出することができる。

3 (省略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告

(1)・(2) (省略)

(3) (省略)

2 前項又は法第317条の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出したこれらの規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載したこれらの規定による申告書を提出することができる。

3 (省略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告

書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (省略)

(区民税に係る不申告に関する過料)

第26条 区民税の納税義務者が第24条第1項、第2項若しくは第3項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなく提出しなかった場合又は同条第8項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなく申告しなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2・3 (省略)

付 則

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第4条の4 法第415条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(付則第4条の8第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第38条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

2 当分の間、第38条の3の規定にかかわらず、東京都が地方税法第14

書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (省略)

(区民税に係る不申告に関する過料)

第26条 区民税の納税義務者が第24条第1項、第2項若しくは第3項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなく提出しなかった場合又は同条第7項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなく申告しなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2・3 (省略)

付 則

8条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして区長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第4条の4の2 (省略)

2 東京都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 東京都知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第4条の6の規定により読み替えられた第38条の7第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請を

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第4条の4 (省略)

した者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る３輪以上の軽自動車について法附則第２９条の１１の規定によりその例によることとされた法第１６条第１項に規定する申告書を提出すべき当該３輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに１００分の１０の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第４条の５ 区長は、当分の間、第３８条の９の規定にかかわらず、東京都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして区長が定める３輪以上の軽自動車に対しては、東京都における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第４条の８ (省略)

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第４条の５ 区長は、当分の間、第３８条の９の規定にかかわらず、東京都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして区長が定める３輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第４条の８ (省略)

2 (省略)

3 家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第38条の5

(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第5条 (省略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に

対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車は平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円

2 (省略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第5条 (省略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に

対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成31年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第40条第1項第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円

第2号ア(ウ) b	3, 800円	1, 000円
	5, 000円	1, 300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第40条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が同年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定と同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3, 900円	2, 000円
第2号ア(ウ) a	6, 900円	3, 500円
	10, 800円	5, 400円
第2号ア(ウ) b	3, 800円	1, 900円
	5, 000円	2, 500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のう

	5, 000円	1, 300円
--	---------	---------

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が同年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定と同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第40条第1項第2号ア	3, 900円	2, 000円
	6, 900円	3, 500円
	10, 800円	5, 400円
	3, 800円	1, 900円
	5, 000円	2, 500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（

ち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第40条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 (省略)

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第6条 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則

前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は同年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第40条第1項第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 (省略)

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第6条 区長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車は前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条

第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 区長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第41条第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第44条及び第45条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第8条の規定の適用については、同条中「納期限」とあるのは、「納期限(付則第6条第2項の規定の

の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 区長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第41条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第44条及び第45条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第8条の規定の適用については、同条中「納期限」とあるのは、「納期限(付則第6条第2項の規定の

適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての
軽自動車税の納期限とし、当該」とする。

適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての
軽自動車税の種別割の納期限とし、当該」とする。

3 目黒区特別区税条例の一部改正（第3条関係）新旧対照表

（ _____ は、改正点）

第 3 条 による 改 正 案	第 2 条 による 改正後の 条例案
<p>(区民税の非課税の範囲)</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに該当する者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に対しては、区民税（第2号に該当する者にあつては、第3条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は<u>単身児童扶養者</u>（これらの者の前年の合計所得金額が1,350,000円を超える場合を除く。）</p> <p>2 (省略)</p> <p>付 則</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第5条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項か</p>	<p>(区民税の非課税の範囲)</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに該当する者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に対しては、区民税（第2号に該当する者にあつては、第3条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は<u>寡夫</u>（これらの者の前年の合計所得金額が1,350,000円を超える場合を除く。）</p> <p>2 (省略)</p> <p>付 則</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第5条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項か</p>

ら第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第40条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表の部分省略)

2～4 (省略)

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、家用の乗用のものに対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が同年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 前各項の規定の適用がある場合における第40条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項(付則第5条第1項から第5項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とする。

ら第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第40条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表の部分省略)

2～4 (省略)

5 前各項の規定の適用がある場合における第40条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項(付則第5条第1項から第4項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)	(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)
<p>第6条 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2～4 (省略)</p>	<p>第6条 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2～4 (省略)</p>

4 目黒区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正（第4条関係）新旧対照表

(_____ は、改正点)

第4条による改正案	現 行 条 例			
<p>第2条 目黒区特別区税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>(現行に同じ。)</p> <p>付則第5条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた」を削り、「令和元年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指</p>	<p>第2条 目黒区特別区税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>(省略)</p> <p>付則第5条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同項の」を加え、同項の表を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="1308 336 1372 1030"> <tr> <td>第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> </table>	第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(イ)	3,900円	4,600円		

定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度

以後の年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同項の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円